

掛川市産業立地奨励事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、産業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、市の区域内に工場等を設置する企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「産業立地奨励事業」とは、企業等が市の区域内に工場等の設置（土地を先行取得する場合にあっては、当該土地を取得した日から3年以内における設置に限る。）をする事業をいう。
- (2) この要綱において「企業等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者（以下「中小企業」という。）で、市税に未申告及び滞納がないものをいう。
- (3) この要綱において「工場等」とは、次のいずれかに該当する施設（現に主たる事業の用に供するものに限る。）をいう。

ア 産業に関する分類の名称及び分類表（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類に掲げる分類符号Eの製造業（以下「製造業」という。）の用に供する施設

イ 産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業、分類符号45の水運業、分類符号47の倉庫業、分類符号50の各種商品卸売業、分類符号51の繊維・衣服等卸売業、分類符号52の飲食品卸売業、分類符号53の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、分類符号54の機械器具卸売業又は分類符号55のその他の卸売業（以下これらを「物流関連業」という。）の用に供する施設

ウ 産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業、分類符号711の自然科学研究所、分類符号726のデザイン業若しくは分類符号743の機械設計業又は産業分類の細分類に掲げる分類符号3921の情報処理サービス業若しくは分類符号3922の情報提供サービス業（以下これらを「特定サービス業」という。）の用に供する施設

エ 産業分類の小分類に掲げる分類符号011の耕種農業に係る施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理してこれを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができ

る施設（以下これらを「植物工場」という。）

(4) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する工場等の新設、移設、増設又は設備更新（以下「新設等」という。）をいう。

ア 工場等の新設等に伴い、市内に住所を有する従業員（雇用保険の一般被保険者に限る。以下同じ。）を新たに1人以上雇用し、申請の日まで引き続き雇用していること。

イ 工場等の移設、増設又は設備更新の場合にあつては、当該移設、増設又は設備更新に伴う雇用があつた日における従業員の数が当該雇用のあつた日の1年前の日における従業員の数より増加していること。

ウ 工場等の新設等に要する経費の額が、次に掲げる額のいずれかに該当していること。

(ア) 製造業の用に供する工場等のうち、健康、医療又は環境に関する製品のうち市長が別に定めるものを製造する工場等にあつては3,000万円以上、それ以外の製品を製造する工場等にあつては3億円（中小企業にあつては、5,000万円）以上であること。

(イ) 物流関連業の用に供する工場等にあつては、3億円（中小企業にあつては、5,000万円）以上であること。

(ウ) 特定サービス業の用に供する工場等にあつては、1億円（中小企業にあつては、3,000万円）以上であること。

(エ) 植物工場にあつては、3億円（中小企業にあつては、5,000万円）以上であること。

エ 工場等の新設等に伴い、土地を取得する場合にあつては、取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること。

第3 補助額等

(1) 補助額

アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1年度につき3億円を限度とする。

ア 産業立地奨励事業の実施に伴い取得した土地、家屋及び償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び固定資産税の課税標準額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく特別償却の適用を受けている場合は、適用前の金額）が10万円未満のものを除く。以下同じ。）に対する固定資産税及び都市計画税の合計額

イ 次に掲げる補助金の交付対象となった土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の合計額

(ア) 掛川市新エコポリス企業立地促進事業費補助金

- (イ) 掛川市企業立地促進事業費補助金
- (ウ) 茶園管理機械化事業費補助金
- (エ) 水田農業機械化事業費補助金
- (オ) 掛川市畑作農業機械化事業費補助金
- (カ) 掛川市強い農業づくり交付金事業補助金
- (キ) 東遠青果流通センター振興補助金

(2) 補助期間

工場等を設置した年の翌年度から3年度分

第4 交付の申請 各1部

(1) 提出書類

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業概要書（様式第2号）
- ウ 補助対象の設備投資額を確認できる書類
- エ その他市長が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、当該事項が生じた日から起算して10日以内に市長に届け出なければならないこと。

- ア 事業内容を変更する場合
- イ 企業等が変更する場合

- (2) 次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、又は当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。

- ア 工場等を廃止し、又は廃止の状況にあると市長が認めるとき。
- イ 市税を滞納したとき。
- ウ 市長の承認を得ないで目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定等を行ったとき。
- エ 工場等において公害が発生した場合において、市長が必要であると認める措置を講じないとき。
- オ 5年以内に工場等を売却等したとき。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

第 6 変更の承認申請

提出書類 各 1 部

- ア 変更承認申請書（様式第 4 号）
- イ 変更後の内容が確認できる書類

第 7 実績報告

- (1) 提出書類 各 1 部

- ア 完了報告書（様式第 5 号）
- イ 市税完納証明書
- ウ その他参考となる書類

- (2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日まで

第 8 請求の手続

- (1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 6 号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年度から平成 32 年度までの分の補助金に適用する。ただし、平成 33 年 3 月 31 日までに交付の申請がされた産業立地奨励事業については、平成 35 年 3 月 31 日までの間、この要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 2 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表左欄に掲げる特定技能又は技能実習の在留資格を持つ外国人（以下「外国人実習生等」という。）の受け入れを行う企業等（平成 30 年度又は令和元年度において第 4 の規定による申請を行い、当該補助金の交付を受けているものに限る。以下同じ。）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項の新型コロナウイルス（以下「新型コロナウイルス」という。）の影響による入国規制等の理由により外国人実習生等の受け入れが遅延している場合における第 2 の (4) のイの規定の適用については、同規定中「従業員」とあるのは「従業員及び外国人実習生等であって雇用を予定している者のうち、市内事業所への着任が遅延している者」とする。

- 3 外国人実習生等の受け入れを行う企業等において、新型コロナウイルスの影響による入国規制等の理由により外国人実習生等の受け入れの見直しを行った場合における第2の(4)のイ及び第3の(1)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 改正後の掛川市産業立地奨励事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）附則第2項及び第3項の規定は、令和2年度における補助金の交付に限り適用する。